

尼崎市の皆さんへ 兵庫県の**最低賃金**が変わります！

2025年10月3日まで
時間額 1,052 円

64 円 **UP**

2025年10月4日から
1,116 円

最低賃金マスコットキャラクター
「**チェックマン**」

最低賃金とは、雇用主が労働者に支払う賃金の最低額として、国が定めたものです。

最低賃金はパートタイマー、アルバイト等
すべての労働者に適用されます！

「チェックマンのおへそ」

おへそを調べると、賃金引上げに向けた支援策等をご確認いただけます。



尼崎労働基準監督署
お問合せ：06-7670-4921